

# がんばるふるさと・桑折応援寄附制度支援業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、がんばるふるさと・桑折応援寄附制度支援業務の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務内容

### (1) 委託業務名

がんばるふるさと・桑折応援寄附制度支援業務委託

### (2) 仕様

別紙「がんばるふるさと・桑折応援寄附制度支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までの期間

なお、受託者決定から令和8年6月30日までは引継ぎ期間及びシステム等の準備期間とし、当該準備期間中は受託者の責任において引継ぎ・準備を行い、費用等については受託者が負担するものとする。また、上記期間における履行が適切になされたことと本町が認める場合は、本町と受託者の双方合意の上、令和11年3月31日まで単年度ごとに委託契約を更新することができるものとする。

### (4) 提案限度額

寄附金額の6%以内（消費税及び地方消費税を含む）

#### 【積算条件】

令和8年7月1日～令和9年3月31日までの寄附について、条件は以下の通りとする。

寄附金額	112,500,000円
寄附件数	4,700件
提案限度額	6,750,000円

※この数値は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として、業務履行に要する経費として示すものである。

※返礼品の調達及び配送経費、ワンストップ特例申請に関する経費は含めず、別途実績等に応じて支払うものとする。

## 3 参加資格要件

本件に参加することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとし、公告日から業務契約締結までの間、当該参加資格を有していなければならない。

(1) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和62年訓令第9号）による有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録された者であること。

(2) (1)に登録されていない場合、登記事項証明書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書）及び納税証明書を提出し、当該業務を所管する課において、審査を行った上で参加の適否について

適と判断した場合、参加資格を有することとする。

- (3) 有資格者名簿による募集停止期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、桑折町の入札参加制限を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立て中または破産手続中である者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）に該当しないこと。
- (8) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、国、福島県または桑折町の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札制限中の者でないこと。
- (9) 本事業の目的に沿った事業が実施できる法人格を持つ団体であること。

#### 4 失格要件

- (1) 本プロポーザルにおいて提案者として選定された者が、次のいずれかに該当するときは、当該業務等に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。
  - ① 3に規定する参加資格要件を満たさないこととなったとき。
  - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
  - ③ 審査の公平に影響を与える行為があったとき。
  - ④ その他、町が指示した事項に違反したとき。
- (2) 上記の場合、総務課は当該提案者に対し、提案を行うことができない理由または提案を無効とした理由を付して通知するものとする。
- (3) 受託候補者として選定された者が上記（1）の規定により無効となった場合、審査委員会による審査の評価結果が次点の者を受託候補者とするができる。

#### 5 日程（案）

(1) 参加申込期間	令和8年4月15日(水)～22日(水) 午後5時まで
(2) 参加資格審査結果通知	令和8年4月23日(木)
(3) 質疑受付	令和8年4月23日(木)～5月7日(木) 午後5時まで
(4) 質問書に関する回答	令和8年5月8日(金)
(5) 提案書受付期限	令和8年5月13日(水) 午後5時まで
(6) 審査会	令和8年5月15日(金)
(7) 審査結果通知・結果公表	令和8年5月18日(月)
(8) 仕様書協議	令和8年5月18日(月)以降
(9) 契約	令和8年5月22日(金)頃

## 6 実施要領・仕様書の入手方法

- (1) 本プロポーザルに係る実施要領及び仕様書等については、桑折町公式ホームページからのダウンロードにより入手するものとする。
- (2) 上記の公開期間は、令和8年4月3日(金)から22日(水)までとする。

## 7 参加申込方法

- (1) 提出書類
  - ①参加表明書（第1号様式）
  - ②団体概要書（第2号様式）
  - ③暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第3号様式）
  - ④登記事項証明書（取得から3か月以内のもの）※有資格者名簿に登録がない場合
  - ⑤財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※有資格者名簿に登録がない場合
  - ⑥納税証明書（所管税務署発行の「法人税」「消費税及び地方消費税」及び桑折町の町税が課税されている場合は「町税」の納税証明書。取得から3か月以内のもの。）※有資格者名簿に登録がない場合
- (2) 提出期限  
令和8年4月22日(水) 午後5時まで
- (3) 提出先  
桑折町総務課
- (4) 提出方法  
持参、郵送
- (5) 参加資格確認結果通知  
電子メールにより行う。

## 8 質問・回答

- (1) 提出書類  
質問書（第4号様式）
- (2) 提出期限  
令和8年5月7日(木) 午後5時まで
- (3) 提出先  
桑折町総務課
- (4) 提出方法  
持参、郵送または電子メール（soumu@town.koori.fukushima.jp）
- (5) 回答方法  
桑折町ホームページにて回答する。
- (6) 回答日時  
令和8年5月8日(金)

## 9 提案書等の提出について

### (1) 提出期限

令和8年5月13日(水) 午後5時まで

### (2) 提出先

桑折町総務課

### (3) 提出方法

持参または郵送

### (4) 提出書類

#### ① 提案書(紙媒体): 正本1部、副本8部

ア 正本の表紙には、宛名「桑折町長」、タイトル「がんばるふるさと・桑折応援寄附制度支援業務」、提出年月日、会社名及び代表者名を記入すること。

イ 副本については提案者を識別できる情報(会社名、ロゴマーク)を含んではならないことに留意すること。

ウ 様式は任意とするが、A4版を基本とし、それ以上のサイズの使用紙を使用するときは、A4版のサイズに折り畳むこと。

#### ② 概算見積書(第5号様式): 正本1部

ア 委託料の上限は寄附額の6%以内(消費税及び地方消費税を含む)とする。

イ 寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書の発行・発送に関する業務を委託料に含めない場合、1件あたり250円以内(消費税及び地方消費税を除く)とする。

ウ ポータルサイトの使用料及びクレジットカード等決済手数料は含まないものとする。

エ 返礼品の調達及び配送経費は含めず、別途実績等に応じて支払うものとする。

#### ③ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証や、プライバシーマークの登録書の写し: 正本1部

### (5) 提案書の取扱い

① 提案書の提出後は、提案書に記載された内容の変更は原則として認めないものとする。

② 提出された提案書については、返却しないものとする。

③ 提出された提案書は、プロポーザル方式による受託候補者の選定及びこれに係る事務処理において必要があるときは、複製等を行うことができるものとする。

④ 提出された提案書の著作権は、原則として提案者に帰属するものとする。

⑤ 町は提出された提案書について、桑折町情報公開条例(平成12年12月18日条例第29号)の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。

### (6) 辞退方法

提案書を提出した後、参加を辞退する場合は、参加辞退書(任意様式)を令和8年5月14日(木)午前10時までに提出すること。

## 10 審査方法等

### (1) 実施日

令和8年5月15日(金)

### (2) 使用機材

プレゼンテーションに必要な機器等は参加者が準備すること。ただし、大型ディスプレイは、桑折町が準備する。その他必要な機材がある場合は、提案書を提出する際に桑折町へ連絡すること。

※PC とディスプレイの接続は HDMI 端子での接続を予定している。

### (3) 審査方法

- ① 提案書及びプレゼンテーションによる審査とする。
- ② プレゼンテーションの時間は 20 分以内とし、質疑応答を 10 分程度とする。
- ③ 提案者の出席人数は、3 名以内とする。
- ④ プレゼンテーションでは、事前に提出した提案書に沿って説明すること。使用するパワーポイント等の資料は、提案書の内容に合致しているものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

### (4) 審査項目

- ① 提案者に関する項目
- ② 提案書・プレゼンテーションに関する項目
- ③ 見積価格に関する項目

### (5) 評価基準

- ① 審査は、当該業務の内容に応じて適切に定めた配点により、審査項目を全て点数化し採点するものとする（別表1参照）。
- ② 審査項目の配点比率については、当該業務の内容に応じて適切に定めるものとする。
- ③ 当該業務の一定の質を担保するため、審査における最低基準点を設けるものとする。

### (6) 選定方法

- ① 受託候補者の選定は、各審査委員の評価した点数により順位を付け、最低基準点以上で最も評価点の高い者を、審査委員会での審議のうえ、受託候補者として決定する。なお、最低基準点以上で最も高い評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、同点となった全ての者について、審査委員会での審議によりその順位を決定し、順位が1位の者を受託候補者とする。
- ② 審査委員会は、全ての提案が最低基準点を下回った場合にあつて、契約の目的が達成できないと判断したときは、受託候補者を決定しないことができる。
- ③ 審査に際しては、可能な限り提案者の称号や名称、代表者の氏名等については匿名とし、審査の過程において恣意性が働かないよう配慮するものとする。

## 11 審査結果

### (1) 審査結果の公表日時

令和8年5月18日(月) 予定

### (2) 審査結果通知方法

桑折町公式ホームページより回答する。また、次の事項を公表するものとする。

- ① 業務の内容
- ② 受託候補者
- ③ 審査の内容

### (3) 情報開示

受託候補者にならなかった提案者は、その評価点及び順位について、通知日の翌日から起算して7日以内に総務課へ情報開示を求めることができるものとする。

## 12 契約に関する基本的事項

受託候補者の選定後、契約を締結するときは、提案内容に基づき、当該受託候補者と協議の上、当該業務仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結するものとし、契約期間は、2(3)に定める通りである。

## 13 問合せ先

桑折町総務課

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7

電話：024-582-2111（直通）

メール：soumu@town.koori.fukushima.jp

## 14 その他

- (1) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本要領に定めない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

別表1 審査基準（100点満点）

No.	提案項目	配点	提案内容
1	基本方針、運用計画	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針、運用計画は実現可能な内容になっているか。</li> <li>・総務省が定める基準を遵守する内容の提案がされているか。</li> </ul>
2	業務体制	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る作業実施体制や応募事業者独自の効果的な運用ができる提案となっているか。</li> <li>・全体管理を行う統括責任者をはじめ、各業務に精通した人材を配置し、迅速かつ円滑に業務を遂行できる体制が整っているか。</li> <li>・不測の事態（担当者の退職等）に対応出来る体制となっているか。</li> </ul>
3	地域活性化の提案	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桑折町に拠点を置くか。</li> <li>・新たに地元雇用をするか。</li> <li>・その他桑折町の地域経済活性化に関する提案があるか。</li> </ul>
4	業務実績	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体における類似業務の受注実績があり、他自治体でも着実に寄附を獲得する等、本町においても同様の成果を期待できるか。</li> </ul>
5	寄附額増額、プロモーションに関する提案	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附額の増加につながる取組みとして、具体的な内容や手法が示されているか。</li> <li>・桑折町の強みを生かし、ふるさと納税の効果的なプロモーションが実施される提案となっているか。</li> </ul>
6	返礼品に関する提案	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者が実施する返礼品の開発や既存返礼品の魅力向上に関する提案について、成果を期待できるか。</li> <li>・返礼品の在庫管理、発注、配送の手配及び管理を効率的かつ迅速・正確に対応できる仕組みが構築できているか。</li> <li>・配送トラブルなどにおいて、返礼品取扱事業者をサポートして適切に対応できるか。</li> </ul>
7	寄附者対応について	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附者からの問合せ、クレーム等に迅速かつ確実に対応できる体制が整っているか。</li> </ul>
8	個人情報保護・情報セキュリティ対策について	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務における個人情報の管理やセキュリティ対策について、十分な体制となっているか。</li> </ul>
9	自治体の負担、経費抑制に関する提案	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案全般において、桑折町および返礼品取扱事業者の負担軽減に寄与する内容となっているか。</li> <li>・桑折町における経費（委託料や返礼品調達・発送に関する費用など）を抑制する提案ができているか。</li> <li>・自社の強みを生かし、その知識や経験に基づいた独自性のある取組みの提案ができているか。</li> </ul>
10	見積金額	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積金額を評価する。</li> </ul>
	合計	100	-